

## 第二次羽島市教育大綱(案)への市民の意見

## 1 意見募集の期間

令和元年11月1日(金)～12月2日(月)

## 2 意見募集の結果

総数: 3件 (意見提出者数 1人)

## 3 寄せられた意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
1	<p>■項目及びページ 2 大綱の位置付け、 1ページ</p> <p>■意見 大綱に関する文部科学省の考え方の定義として、「総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである」と記されています。 岐阜県教育大綱を確認しましたら、「基本目標」と「基本方針」の構成となっております。羽島市は「重点目標」はありますが、重点目標に対する基本方針がこの大綱には記されていません。よって基本方針を示すべきと考える。</p>	<p>第二次教育大綱については、基本的には第一次教育大綱と同じ構成としており、市教育振興基本計画との整合性を図っております。基本理念を踏まえ、目指す姿に目標を掲げ、重点目標により方針を示す構成としています。</p>

2	<p>■項目及びページ 3 大綱の期間、 1ページ</p> <hr/> <p>■意見 第2次教育大綱と市教育振興基本計画の計画期間で2年間のズレが生じています。本来はどんな計画書でも大綱と基本計画は一致させなければいけません。先月募集した「羽島市行政改革プラン」は大綱と推進計画を同時に改定しております。ですから今回は教育分野において大綱と基本計画を一致させなければなりません。そこで伺います。どのような方法で計画期間を一致させますか。また計画期間を一致させる必要性がないと述べるのであれば理由を説明してください。 ちなみに岐阜県は大綱と基本計画の計画期間は一緒です。</p>	<p>計画期間について、次期教育振興計画と教育大綱を合わせる検討をしております。</p>
3	<p>■項目及びページ 5 重点目標②、 3ページ</p> <hr/> <p>■意見 外国人児童生徒の教育について学習機会の保障などを方針に打ち出してほしい。</p> <p>■理由 ①岐阜県教育大綱に記載や岐阜県教育総合教育会議にて主要の課題として定義されている。 ②外国人との共生社会を築くと市政として方針に示されていますので、外国人の児童生徒の対応についても考えていく必要があるため</p>	<p>外国人児童生徒の学習機会の保障などについては、各学校において、児童生徒の実態に応じて、ラーニングサポーターを配置する等、学習の支援にあたっています。今後、外国人児童生徒の増加状況によっては、市内に日本語指導教室を設置することも検討していきます。</p> <p>そのため、「5 重点目標」の「①子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる学校の環境づくり」に「外国人児童生徒や特別な支援を要する児童生徒に対応できる環境整備」と加筆します。</p>